

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の公布による。

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

立川市職員育児休業等条例（平成4年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、一般職の職員（以下「職員」という。）の育児休業及び部分休業について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（法第2条第1項第1号の条例で定める期間）</p> <p>第3条の2 法第2条第1項第1号に<u>定める</u>条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第6条 法第19条第1項に規定する条例で定める部分休業をすることができない職員は、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>）とする。</p> <p>（第1号部分休業の承認）</p> <p>第7条 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する<u>同条第1項に規定する部分休業</u>（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定め</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、一般職の職員（以下「職員」という。）の育児休業及び部分休業について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（法第2条第1項第1号の条例で定める期間）</p> <p>第3条の2 法第2条第1項第1号に<u>規定する</u>条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第6条 法第19条第1項に規定する条例で定める部分休業をすることができない職員は、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第7条 <u>部分休業</u>の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の<u>始め又は終わり</u>において、1日を通じて2時間を超えない範囲内で職員の託児の態様、通</p> |

られた勤務時間)において、1日を通じて2時間を超えない範囲内で職員の託児の態様、通勤の状況その他から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。この場合において、勤務時間条例第16条に規定する育児時間又は勤務時間条例第18条に規定する介護時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間を減ずるものとする。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間(当該職員が勤務時間条例第22条の規定により定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第7条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第7条の3 法第19条第2項に規定する条例で定める1年の期間は、4

勤の状況その他から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。この場合において、勤務時間条例第16条に規定する育児時間又は勤務時間条例第18条に規定する介護時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間を減ずるものとする。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間(当該職員が勤務時間条例第22条の規定により定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

月1日から翌年の3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第7条の4 法第19条第2項第2号に定める条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第7条の5 法第19条第3項に規定する条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をする職員の給与等の減額)

第8条 職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）が法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(部分休業をする職員の給与等の減額)

第8条 職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年立川市条例第34

(令和元年立川市条例第34号)別表第1備考に規定する通勤手当に相当する報酬の額、特殊勤務手当に相当する報酬の額、時間外勤務手当に相当する報酬の額、休日勤務手当に相当する報酬の額、夜間勤務手当に相当する報酬の額その他規則で定める報酬の額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)

第10条 ……略……

2 ……略……

3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次の各

号)別表第1備考に規定する通勤手当に相当する報酬の額、特殊勤務手当に相当する報酬の額、時間外勤務手当に相当する報酬の額、休日勤務手当に相当する報酬の額、夜間勤務手当に相当する報酬の額その他規則で定める報酬の額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)

第10条 ……略……

2 ……略……

号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の定めにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の立川市職員育児休業等条例第7条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。